

# 光市記者発表資料

令和2年3月18日

件名

新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資制度の創設について

内容

新型コロナウイルス感染症に伴い、売上減少等により事業活動に著しく支障をきたしている市内中小企業者の経営の安定に向け、下記のとおり特別融資制度を創設しました。

## 記

- 1 資金名 新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資
- 2 対象者
  - (1) 中小企業基本法に定める中小企業者
  - (2) 市内に住民登録（法人の場合は法人登記）があり、継続して3か月の営業実績がある者
  - (3) 市税の滞納がない者
  - (4) 融資金の償還能力があると認められる者
  - (5) 次のいずれかに該当する者 ※ 詳細は別添パンフレットのとおり
    - ア セーフティネット保証4号に該当する特定中小企業者として認定を受けている。
    - イ セーフティネット保証5号に該当する特定中小企業者として認定を受けている。
    - ウ 危機関連保証に該当する特例中小企業者として認定を受けている。
    - エ 新型コロナウイルス感染症に伴い、売上減少等により事業活動に著しい支障が生じていると認められる。
- 3 資金使途 運転資金
- 4 融資限度額 1,000万円
- 5 融資期間 5年以内（うち据置期間6か月以内）
- 6 融資利率 年1.8%【光市が3年間分の利子を補助】
- 7 償還方法 分割返済
- 8 保証人 原則として法人の代表者以外は不要
- 9 担保 原則として徴求しない。
- 10 保証料 山口県信用保証協会の定める率【光市が全額補助】
- 11 取扱金融機関 山口銀行・西京銀行・東山口信用金庫の市内各支店
- 12 申込期間 令和2年3月19日（木）～令和2年6月30日（火）

問合せ

光市経済部商工観光課

担当：課長 讚井 健太郎 商工労政係長 益田 圭一

(0833) 72-1519

## 新型コロナウイルス感染症に伴う 光市中小企業不況対策特別融資制度のご案内

光市では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障が生じている市内中小企業者の資金調達の円滑化と経営の安定化を図るため、金融機関を通じた特別融資制度を創設しました。

あわせて、本特別融資をご利用される際の保証料全額と3年間分の利子について補助を実施します。

資 金 名	新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業基本法に定める中小企業者である。</li> <li>○市内に住民登録（法人の場合は法人登記）があり、継続して3か月の営業実績がある。</li> <li>○申込時に市税の滞納がない。</li> <li>○融資金の償還能力があると認められる。</li> <li>○次の認定（1）（2）（3）（4）のいずれかに該当する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）セーフティネット保証4号に該当する特定中小企業者として認定を受けている。</li> <li>（2）セーフティネット保証5号に該当する特定中小企業者として認定を受けている。</li> <li>（3）危機関連保証に該当する特例中小企業者として認定を受けている。</li> <li>（4）新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、売上減少等により事業活動に著しい支障が生じていると認められる。</li> </ul> </li> </ul> <p>※詳細は「対象者の認定要件について」欄をご覧ください。</p>
資 金 使 途	運転資金
融 資 限 度 額	1,000万円
融 資 利 率	年1.8% ※光市が3年間分の利子を補助します。
融 資 期 間	5年以内（うち据置期間6か月以内）
償 還 方 法	分割返済
保 証 人	原則として法人の代表者以外は不要。
担 保	原則として徴求しない。
保 証 料	山口県保証協会所定の率による。 ※光市が全額補助します。
取扱金融機関	市内各金融機関 ※「お問合せ先」欄をご確認ください。
申 込 期 間	令和2年3月19日～令和2年6月30日

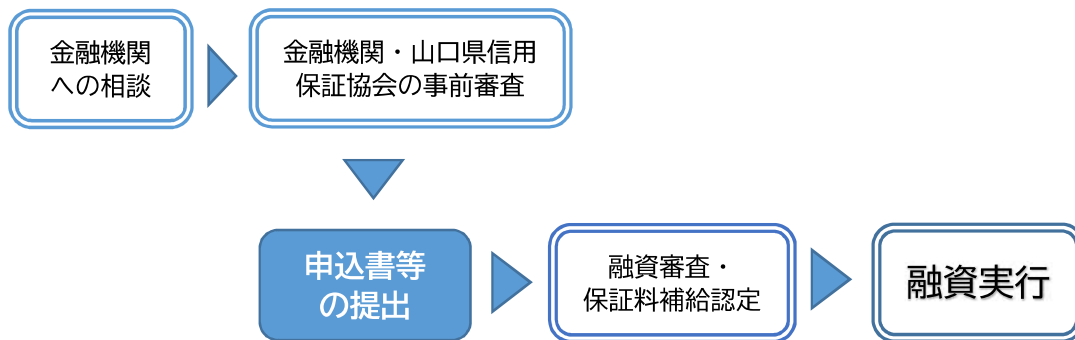
融資に関する手続きや利子補給の方法、取扱金融機関などは別ページをご確認ください。

融資までの流れについて … まずは取扱金融機関へご相談ください！

まずは、市内各金融機関（山口銀行、西京銀行、東山口信用金庫）の融資担当窓口へご相談ください。

融資内容について金融機関と調整を進め、山口県信用保証協会の事前審査を受けていただいた後、融資申込書及び必要書類を光商工会議所、または大和商工会へ提出してください。

なお、審査などには日数を要しますので、お早めにご相談ください。また、金融機関等の審査により、ご希望にそった融資が出来ない場合があります。



特別融資申込書 及び 添付書類

- ①新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資申込書
- ②新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資要件申告書
- ③セーフティネット保証、または危機関連保証に該当する場合、当該認定書
- ④市税の完納証明書
- ⑤最近2年分の確定申告書（法人の場合は決算報告書）の写し
- ⑥印鑑証明書
- ⑦その他、必要に応じて関係書類を提出していただく場合があります。

（例）

- ・法人での申込みの場合 … 登記事項証明書
- ・許可を必要とする業種を営まれている場合 … 営業許可書の写し

## 対象者の認定要件について

- (1) “セーフティネット保証4号に該当する”とは…  
最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- (2) “セーフティネット保証5号に該当する”とは…  
次の①②に該当すること。  
①経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っていること。  
②最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。  
※経済産業大臣の指定を受けた業種の確認は、中小企業庁ホームページ [https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html) をご覧ください。
- (3) “危機関連保証に該当する”とは…  
最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。
- (4) “事業活動に著しい支障が生じている”とは…  
最近3か月の売上高が前年同期比で10%以上減少していること。

### ※補足説明

- ・「売上高等」は、売上高又は販売数量、建設業の場合は完成工事高又は受注残高を示します。
- ・「最近3か月」は、直近6か月の中で連続する3か月を示します。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が生じてから1か月に満たない場合や創業して1年を経過していない場合などの際は、弾力的な運用による認定を行っています。詳しくは下記へお問合せください。
- ・(1)～(3)の認定に関する申請様式は、光市ホームページ [https://www.city.hikari.lg.jp/important\\_info/virusjyouhou/9783.html](https://www.city.hikari.lg.jp/important_info/virusjyouhou/9783.html) から取得できます。

### 【認定要件について・認定書の発行について】

光市商工観光課（0833-72-1519）へお問い合わせください。

**利子補給について … 初回支払いから3年間分を補助します。**

「新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資」をご利用された場合、初回支払いから3年間分の利子について、年度分を合計して翌年度に補助します。

例えば、令和2年度中にお支払いされた利子額は、令和3年度に入って補助申請の手続きを行っていただきます。申請から補助金の振込までの期間は、概ね2か月を要します。

なお、融資決定後に返済計画を変更された場合、利子補給の対象外となります。

**本特別融資に関するお問合せ先**

取扱金融機関

◆ 山口銀行

光支店（電話 0833-71-1248） 室積支店（電話 0833-78-0005）

大和支店（電話 0820-48-5050）

◆ 西京銀行

光支店（電話 0833-71-2131） 虹ヶ浜支店（電話 0833-72-4321）

◆ 東山口信用金庫

光支店・室積支店（電話 0833-71-0121）

信用保証に関すること

◆ 山口県信用保証協会 周南支店（電話 0834-31-5060）

融資制度・申込みに関すること

◆ 光商工会議所（電話 0833-71-0650）

◆ 大和商工会（電話 0820-48-2705）

◆ 光市商工観光課（電話 0833-72-1519）

**【注意事項】**

法令などの改正に伴い、融資内容を変更する場合があります。最新情報については、光市ホームページでのご確認、または上記お問合せ先までご連絡ください。